特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期して いる。

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の周田に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に記録する名種の台帳に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(4、転入届に基づき住民票の記載を上た際の新出元市町村に対する通知(5本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付(6、住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会(8)住民からの請求に基づく住民票の一ドの変更(9個人番号の通知及び個人番号カードの変更(9個人番号カード等を用いた本人確認なお、(9の「個人番号カード等を用いた本人確認なお、(9の「個人番号の通知及び個人番号カードの変更(9個人番号カード等を用いた本人確認なお、(9の「個人番号の通知及び個人番号カードの変更(9個人番号の通知及び個人番号カードの変更(9個人番号カード等を用いた本人確認なお、第の信報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。				
③システムの名称	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。				
2. 特定個人情報フ	アイル名				

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民悪の記載事項) ・第8条(住民票の記載事項) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 (1)主務省令第2条の表における情報提供の根拠 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (2)主務省令第2条の表における情報照会の根拠・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	<mark>担当部署</mark>
①部署	総務部市民課窓口係
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイル	
連絡先	総務部市民課窓口係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(育報提供イットソークン	人ナムを通しに	人手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ワークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	L	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	バー登録報または 取扱いし 人為的 ・転出証	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際は4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・転出証明書等に記載された個人番号及び本人情報のデータ入力 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の適切な管理と廃棄				
9. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	-啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられ	る対策		[]全	₹項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	日的外の入手が行れ目的を超えた紐付け 目的を超えた紐付け 権限のない者によっ 委託先における不正 不正な提供・移転が 情報提供ネットワーク	つれるリスク、事務に必 て不正に使 な使用等の 行われるリン フシステムを フシステムを	への対策 要のない情 用されるリス リスクへの対 スクへの対 通じて目的 通じて不正	報との紐付けが行われるリスクへの対策 くクへの対策 対策 を(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策)
当該対策は十分か【再掲】	[従業者に対する教育 十分である	· 啓発]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	によって を行って	限定しており、アクセ	2ス可能な駅 スログを記録	戦員は年度こ している。こ	戦員は、ユーザーIDと生体認証(静脈)による認証 ごとに管理することで、アクセス権限の適切は管理 これらの対策を講じていることから、権限のない者 と考えられる。	理

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	6担当部署 ①部署	市民生活部市民課窓ログループ	市民生活部市民課窓口係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	職名	課長 佐々木 有美	市民課長	事後	見直しを実施したため
	求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民生活部市民課窓ログループ	市民生活部市民課窓口係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	I -4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、21、23、27、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、61、62、66、67、70、77、80、8	58、59、61、62、66、67、70、74、77、8 0、84、85 <i>0</i> /2、89、91、92、94、96、10	事後	番号法別表第二の改正
令和1年6月26日	点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 下部のなお書き	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年5月27日	点の計敛か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	による情報連携 ②法令上の 根拠	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、20、21、23、27、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、53、54、57、 58、59、61、62、66、67、70、74、77、8 0、84、85の2、89、91、92、94、96、10	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	番号法の改正
令和4年6月17日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部市民課窓口係	総務部市民課窓口係	事後	組織改正に伴う変更
令和4年6月17日	I -8. 特定個人情報ファイ ルの取扱いに関する問合せ	市民生活部市民課窓口係	総務部市民課窓口係	事後	組織改正に伴う変更
令和4年6月17日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ 一2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	個人のプライバシ一等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I 一4. 情報ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	7	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 (1)主務省令第2条の表における情報提供の根拠・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (2)主務省令第2条の表における情報照会の根拠・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	番号法の改正
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV − 8. リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際は4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・転出証明書等に記載された個人番号及び本人情報のデータ入力・個人番号及び本人情報が記載された書類の適切な管理と廃棄	事後	評価書の様式変更
令和7年10月31日	IV − 11. リスク対策最も優先 度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か十分である 判断の根拠 本事務員は、ユーザーIDと生体認証(静脈)による認証によって限定しており、アクセス可能な職員は年度ごとに管理することで、アクセスを限の適切は管理を行っている。また、アクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクの対策は十分であると考えられる。	事後	評価書の様式変更